

令和8年度 川本町サテライトオフィス誘致等推進業務 企画提案説明書

1. 目的

川本町は、島根県のほぼ中央部に位置し、古くから「石見銀山」の玄関口の宿場町として栄え、多くの人や物の交流により発展してきた。しかしながら、社会情勢の変化や官公署の統廃合等の影響もあり、民間事業者の営業所等の撤退などによる地域経済の衰退や若年層の流出や高齢化による人口減少に歯止めがかからない。

そのため、町では人口減少対策として、住まいの確保、子育て環境の充実、移住・定住相談体制の充実等に取り組み、社会減の緩和に一定の成果が表れている。

現在、新たな人流の創出を図るため、本町の人口構成上少ない若年女性層を中心に、滞在人口を呼び込む「女子野球で繋がるプロジェクト」を開始し、町内外の関心が高まっているほか、島根中央高校卒業生とのつながりを強化する「県内高校卒業生還流促進事業」等の取組を進めることで、将来的な移住・定住の促進を図るが、並行して、若者や女性にとって魅力ある雇用の場の整備が大きな課題となっている。

働き方の多様化、従業員のライフワークバランスの実現、人材確保等に有効な手法として、サテライトオフィスの地方新設の動きがあるなか、令和7年度に第6次総合計画に掲げた「企業誘致の推進」、「IT系企業のサテライトオフィス等の誘致」を具現化するための指針として策定した「川本町サテライトオフィス誘致戦略」にもとづき、本業務では、町内企業・団体との連携のきっかけ創出や町内施設等の資源の活用など、川本町ならではの誘致活動を行い、若者や女性にとって魅力ある雇用の場の創出を図るとともに、立地後の雇用に繋がるデジタル人材等の発掘と育成を図る。なお、事業は外部委託により実施する。

2. 業務名

令和8年度 川本町サテライトオフィス誘致等推進業務

3. 業務期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 業務場所

島根県川本町

5. 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

※事業実施にあたっては、適宜、産業振興課と協議を行うこととする。

6. 応募資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単独の法人であること
- (2) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者であること。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと
 - ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税等の滞納がないこと
 - ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと
 - ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、コンソーシアム構成員と単独の法人として重複して参加していないこと。

7. 募集に関するスケジュール等

業務の委託にあたり、企画提案者からの企画提案書の提出を要請し、審査の結果を通知する。

(1) 募集期間

令和8年7月17日（金）～令和8年7月31日（金） 17：00 必着

※企画提案説明書等は、川本町のホームページで閲覧及びダウンロードできるほか、以下の問い合わせ先で配布する。

(2) 質疑の受付期間

質疑がある場合は、必ず質問書（様式7）にて、7月23日（木）17：00までに持参、FAX又はメールにより提出すること。

※持参の場合の受付時間は8：30から17：00まで（土・日・祝日は除く）とする。

FAX：0855-72-1136 メール：syoukou@town.shimane-kawamoto.lg.jp

(3) 質疑の回答予定日及び回答方法

回答は川本町ホームページにて随時回答する。

(4) 企画提案プレゼンテーション

令和8年8月12日（水）14：00～ 川本町役場（予定）※詳細等は応募者に連絡

(5) 委託予定事業者の決定

令和8年8月下旬頃

【提出先及び問い合わせ先】

川本町役場 産業振興課 商工観光係

〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本271-3

TEL：0855-72-0636 FAX：0855-72-1136

8. 企画提案書の作成、提出方法

(1) 作成方法

- ① 企画提案書（様式4）により作成する。
ただし、様式4の内容を必須とし、自由な様式での作成も可能とする。
- ② 用紙の大きさはA4版縦、横書き、左綴じを原則とする。
(図表等は必要に応じA3版の折り込みも可とする)

(2) 提出方法

- ① 計10部提出すること。
- ② 令和8年7月31日（金）17：00までに持参又は郵送にて提出すること。
※持参の場合の受付時間は8：30から17：00まで（土・日・祝日は除く）とする。

(3) その他の書類

- ① 参加表明書（様式1）及び見積書（様式5）を1部提出すること。
- ② 類似事業に係る実績の有無が分かる書類を提出すること。
- ③ 申立書（様式6）については、該当があれば1部提出すること。

(4) 企画提案等に係る留意事項

- ① 企画提案書類が次のいずれかに該当する場合には、無効となる場合があるので注意すること。
ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
イ) 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
ウ) 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていないもの
エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
オ) 虚偽の内容が記載されているもの
- ② 提出期限以降における企画提案書の差替え、及び再提出は認められないので留意すること。
- ③ 企画提案の採否は、文書で通知する。
- ④ 採用した提案は、町により内容の一部を変更する場合がある。
- ⑤ 本説明書に基づき提出された書類は返還しない。

9. 審査方法等

(1) 審査方法

審査会において、主に次項の評価基準に基づいて審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案をした者を本業務の受託者として選定する。

(2) 審査内容

- ① 業務目的及び内容の理解度
本業務の目的、内容を十分に理解した提案内容であるか。
- ② 実施体制、スケジュール
委託業務を円滑且つ安定的に遂行できる体制であるか。業務のスケジュールは適切か。

③ 企画内容

提案内容が本町の目的を達成するために効率且つ適切な内容となっているか。

④ 見積り金額

費用対効果の観点から適正な見積り額となっているか。

積算根拠や経費が明確且つ妥当となっているか。

(3) 応募者への採否通知

令和8年8月下旬頃に提案者全員に郵送する。

10. 契約内容等

(1) 委託期間は、契約締結日～令和9年3月31日（水）までとする。

(2) 委託料上限額は5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

(3) 受託予定事業者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託契約を締結する。契約締結にあたっては契約書を作成する。

(4) 原則として契約金額は契約期間終了後、業務完了検査を経た後に受託者からの請求により支払う。ただし、契約金額が3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を超える場合は、受託者は事前協議のうえ契約金額の3/10以内の範囲で前払金を請求することができる。

(5) 業務の全部、又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。